

諮 問 趣 旨

空き家の増加が全国的な問題となり、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という）が全面施行されました。

本市におきましても、人口減少や既存住宅の老朽化等に伴い、適切に維持管理されていない空き家の増加が見込まれていることから、法に基づき、空き家・空き地対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年12月に「枚方市空家等対策計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

このたび、本計画の最終年次である令和3年度（2021年度）を迎えるにあたり、次期計画となる第2次枚方市空家等対策計画の策定に向けて、貴協議会の意見を求めるものです。

第2次枚方市空家等対策計画の策定について

1. 背景及び目的

平成27年5月に全面施行された法に基づき、空き家・空き地対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年12月に法第6条第1項の規定に基づいて本計画を策定し、対策を進めています。このたび、本計画の最終年次である令和3年度（2021年度）を迎えるにあたり、「第2次枚方市空家等対策計画」の策定に向けて検討が必要となっています。

2. 空家等対策計画に定めようとする事項（法第6条第2項）

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（法第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。）
その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

（※ 空き地や空き長屋についても、計画の中で定めます。）

3. 本市における空家等や空き地・空き長屋（以下「空き地等」という）対策の課題

- ・空家等や空き地等を発生させない取り組みの推進
- ・空家等や空き地等の活用
- ・地域特性に応じた対策の実施
- ・空家等や空き地等の問題解決に向けた推進体制の確立

4. 本市における空家等や空き地等対策の基本的な考え方

空家等や空き地等は、所有者等により管理されることが原則ですが、社会状況、所有者等の事情等の様々な要因により管理不良の空家等や空き地等が発生し、社会問題化しています。

本市においては、所有者等による第一義的な責任を前提としながら、空家等や空き地等の対策を行います。

5. 審議を求める事項

（１）計画の基本的事項

計画の目的、期間、対象、区域、位置づけ等について

（２）空家等や空き地等の発生未然防止と所有者による管理の推進

空家等や空き地等の増加抑制のため、適正管理に対する意識啓発、情報提供や支援等について

（３）空家等や空き地等の活用

地域の活性化や地域課題の解消にもつなげることから、流通や活用促進の啓発、支援等について

（４）地域特性に合わせた管理不良な空家等や空き地等の解消の促進

空家等や空き地等のある地域特性に応じた啓発、支援について

（５）市民等からの相談体制の整備

幅広いニーズに対応する専門家の相談体制の検討について

6. 答申を求める時期

令和３年８月